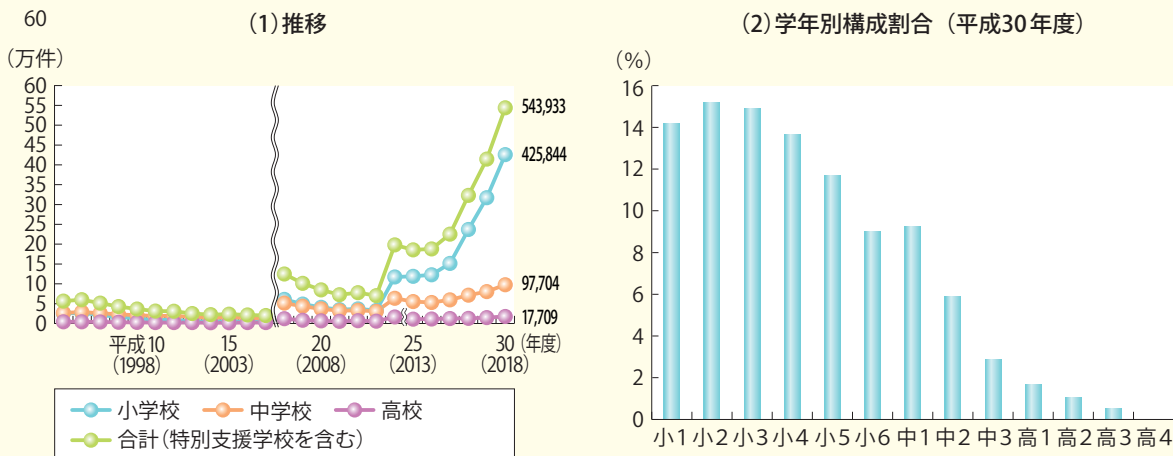


策定を行った。また、平成30（2018）年9月には、「いじめ対策に係る事例集」を作成した。

平成30年度、全国の国公私立の小・中・高等学校及び特別支援学校におけるいじめの認知件数は、約54万4,000件であり、依然として相当数に上っている（第2-22図）。一方で、警察が取り扱ったいじめに起因する事件の検挙・補導人員は、ここ5年減少傾向にある（第2-23図）。

第2-22図 いじめの認知（発生）件数

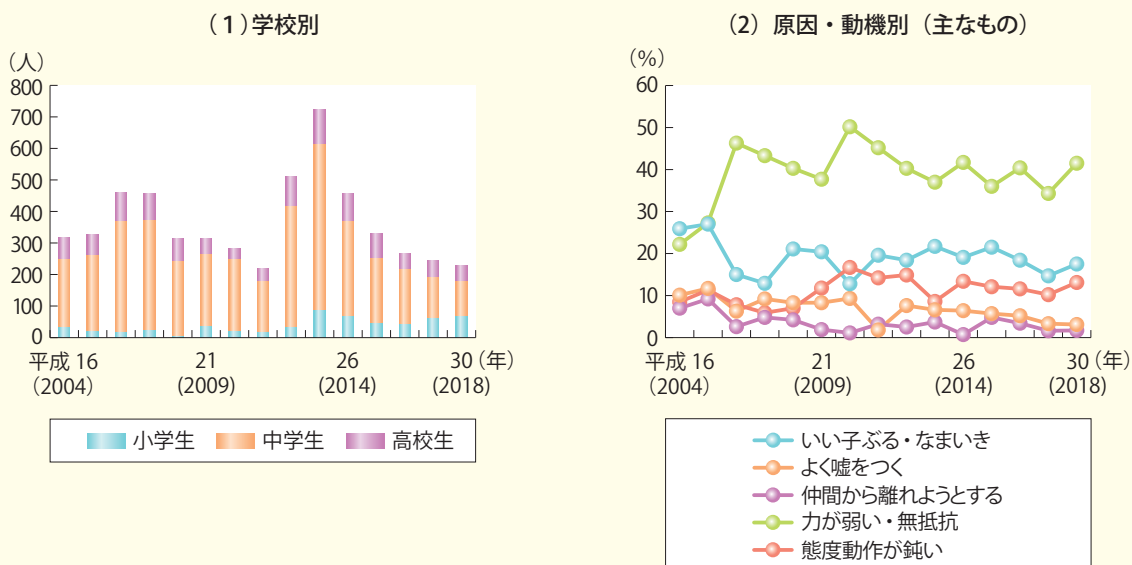
◆平成30年度におけるいじめの認知件数は、約54万4,000件。学年別で見ると、小学2年生及び3年生において件数が多い。



(出典) 文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」
 (注) 1. いじめの定義：「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。
 2. 平成6年度からは、特殊教育諸学校、平成18年度からは国私立学校を含める。
 3. 平成18年度に調査方法などを改めている。平成17年度までは発生件数、平成18年度からは認知件数。
 4. 平成25年度からは、高等学校に通信制課程を含める。
 5. 小学校には義務教育学校前期課程、中学校には義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程、高等学校には中等教育学校後期課程を含む。
 6. (2)のグラフは、学年別いじめの認知件数から作成（特別支援学校を除く）。全学年のグラフの合計は100%となる。
 7. 特別支援学校のみは省略。
 8. 「高4」には、高等学校定時制課程等の4年生以上、または単位制の入学年度を1年次として、4年次以上を計上。

第2-23図 いじめに起因する事件の検挙・補導

◆警察が取り扱ったいじめに起因する事件の検挙・補導人員はここ5年減少している。
 ◆いじめの主な原因・動機については、「力が弱い・無抵抗」が高く、約4割を占めている。



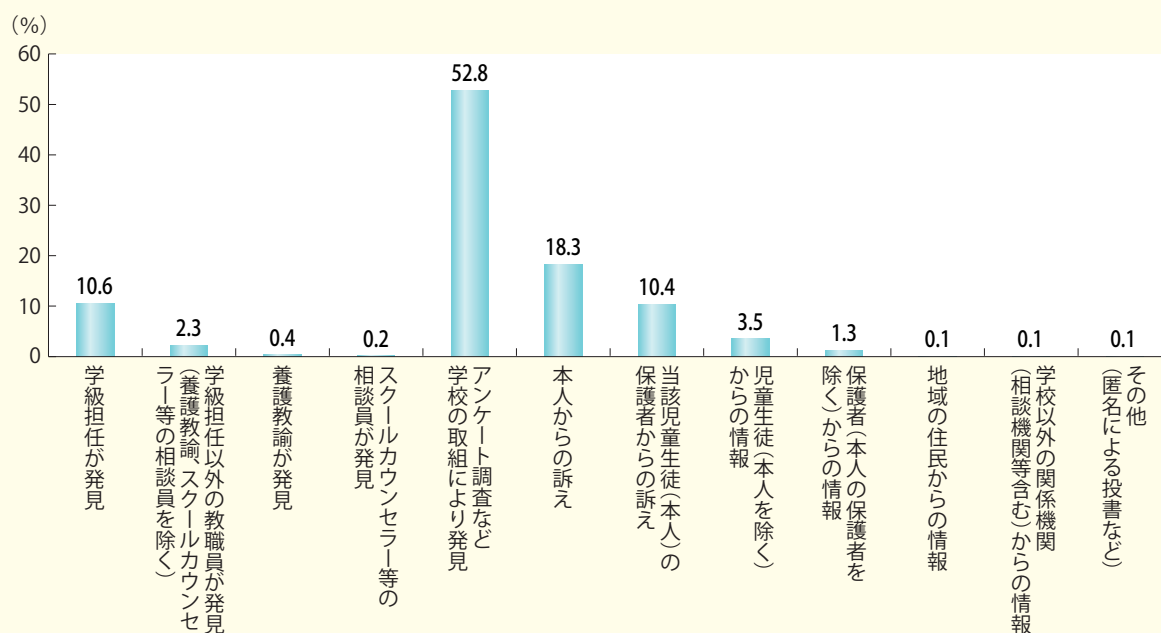
(出典) 警察庁「少年の補導及び保護の概況」
 (注) 1. 「いじめに起因する事件」とは、「いじめによる事件」及び「いじめの仕返しによる事件」をいい、平成25年以降の数値は、いじめ防止対策推進法第2条に規定する定義に基づくものである。
 2. 原因・動機別は複数回答である。いじめの仕返しによる事件の原因・動機については、いじめた少年側の原因・動機を計上している。

ア いじめ防止対策の総合的な推進（警察庁、文部科学省）

文部科学省は、これまでも各種通知などにおいて、都道府県・指定都市教育委員会や学校などに対し、いじめの早期発見・早期対応、いじめを許さない学校づくり、教育委員会による支援、全ての学校でのいじめに関する「アンケート調査」の実施、いじめが生じた際には問題を隠さず学校・教育委員会と家庭・地域が連携して対処していくべきこと、問題行動に対しては懲戒・出席停止を含め毅然とした対応をとることなどを求めてきた。実際、文部科学省の調査によると、いじめは、多くがアンケート調査など学校の取組がきっかけで発見につながっている（第2-24図）。

第2-24図 いじめの発見のきっかけ（平成30年度）

◆学校におけるいじめの認知件数のうち、半数以上が、アンケート調査などの学校の取組がきっかけで発見につながっている。



(出典) 文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」
(注) パーセンテージは、総認知件数における構成比。

令和2（2020）年度には、引き続き、いじめの問題をはじめとする生徒指導上の諸課題に対する以下の取組を総合的に推進する。

- ・未然防止
 - 道徳教育の抜本的改善・充実に係る支援：社会性や規範意識、思いやりなどの豊かな人間性を育む各地域の特色をいかした道徳教育を推進
 - 子供の健全育成のための体験活動の推進：小・中・高校などの農山漁村などでの体験活動の取組を支援（令和2年度322校（継続））
- ・早期発見・早期対応
（第2章第2節2(3)「学校における相談体制の充実」を参照）
- ・教職員定数の加配措置
 - 教職員定数について、令和2年度は、いじめ・不登校などの教育上特別な配慮を必要とする児童生徒への対応のため、7,839人の加配定数を措置
- ・いじめの未然防止、早期発見・早期対応など、いじめ問題などへの対応に関する実践的な取組の調査研究を実施

加えて、インターネットや携帯電話を利用したいじめ（インターネット上のいじめ）に対応するため、子供や保護者向けの啓発用リーフレットを、教育委員会などへ配布している。

また、「いじめ防止対策推進法」に基づく取組状況の把握と検証を行うとともに、いじめの問題を含めた生徒指導上の諸課題に関して、より実効的な対策を講じるため、平成26（2014）年度から「いじめ防止対策協議会」を開催している。さらに、いじめの問題に主体的に取り組むリーダーとなる児童生徒を育成するとともに、全国各地での多様な取組の実施を一層推進するため、令和2年1月には「全国いじめ問題子供サミット」を開催した。

警察は、少年相談活動やスクールサポーターの学校への訪問活動などにより、いじめ事案の早期把握に努めるとともに、把握したいじめ事案の重大性や緊急性、被害を受けた子供やその保護者の意向、学校などの対応状況などを踏まえ、学校などと緊密に連携しながら、的確な対応を推進している。警察庁は、「いじめ防止対策推進法」の施行に伴い、都道府県警察に対し平成25（2013）年9月に発出した「いじめ防止対策推進法の施行について」（通達）、平成29（2017）年3月に発出した「いじめ防止基本方針の改定について」（通達）及び平成31（2019）年3月に発出した「学校におけるいじめ問題への的確な対応について」（通達）に基づき、学校におけるいじめ問題への的確な対応を一層推進している。

イ いじめの問題に関する相談対応（警察庁、法務省、文部科学省）

文部科学省は、夜間・休日を含め24時間いつでも子供のSOSを受け止めることができるよう、全国統一の電話番号を設定し、「24時間子供SOSダイヤル」（0120-0-78310）を実施している（いじめ問題に限らず子供のSOSを社会全体で受け止める趣旨を明確化するため、平成27（2015）年4月、これまでの「24時間いじめ相談ダイヤル」を名称変更した）。このダイヤルに電話すれば、原則として電話をかけた所在地の教育委員会の相談機関に接続され、電話を受けた相談機関は、都道府県・指定都市教育委員会の実状に応じて、児童相談所、警察、いのちの電話協会、臨床心理士会をはじめとする様々な相談機関と連携・協力し、対応している。また、平成28（2016）年度から、より気軽に相談できるよう通話料を無料化している。

また、近年、若年層の多くが、SNSを主なコミュニケーション手段として用いているとともに、SNS上のいじめへの対応も大きな課題となっている状況を受け、文部科学省では、いじめを含む様々な悩みに関する児童生徒の相談に関して、SNS等を活用する利点・課題等について検討を行うため、平成29（2017）年7月に有識者会議を開催し、平成30（2018）年3月、「SNS等を活用した相談体制の構築に関する当面の考え方（最終報告）」を取りまとめた。なお、平成30年から地方公共団体に対し、SNS等を活用した児童生徒向けの相談体制の構築を支援している。

警察は、非行防止教室などの様々な機会を通じて少年相談活動でいじめ事案に関する相談を受け付けていることを子供や保護者に周知するとともに、少年サポートセンターの警察施設外への設置、少年相談室の整備、少年相談専用電話のフリーダイヤル化、電子メールによる相談窓口の開設、各都道府県警察のホームページ等による相談窓口の掲載など¹⁰、いじめを受けた子供が早期に相談することができるよう環境の整備を進めている。

また、相談者が求める場合には、警察から学校に連絡して、連携した対応を行うなど、相談者に安心感を与えられるよう努めている。さらに、いじめの被害を受けた子供に対して、保護者及び関係機関・団体との連携を図りつつ、被害を受けた子供の性格、環境、被害の原因、ダメージの程度、保護者の監護能力などに応じて、少年サポートセンターが中心となり、少年補導職員等によるカウンセリング等の継続的な支援を行うとともに、被害少年カウンセリングアドバイザーや被害少年サポーター

10 第3章第2節3(2)「非行防止、相談活動等」を参照。

の活用により、きめ細かな支援を行っている。

法務省の人権擁護機関においては、

- ・ホームページ上の「インターネット人権相談受付窓口（子どもの人権SOS-eメール）」の開設
- ・フリーダイヤルの専用相談電話「子どもの人権110番」（0120-007-110）の開設
- ・全国の小中学生を対象とした「子どもの人権SOSミニレター」（便箋兼封筒）¹¹の配布

などを行い、いじめを始めとする子供の人権問題について相談に応じている（第2-25図）。令和元（2019）年度には、いじめの被害に遭った子供が相談しやすくするため、一部の法務局において、SNSを活用した相談窓口を設置したほか、人権相談窓口の更なる周知広報を図るなど、いじめを始めとする子供の人権問題対策の強化を図った。これらを通じていじめ事案の情報を認知した場合には、人権侵犯事件として調査し、学校や関係機関と連携していじめ行為の中止や再発防止を図るなど、被害の救済に努めている。また、学校のいじめに対する対応が不十分であったと認められたときは、学校に改善を促すなど、適切な対応に努めている（第2-26図）。さらに、学校等において人権擁護委員や法務局・地方法務局の職員が中心となって行う人権の花運動及び人権教室を実施するほか、啓発冊子等の配布、インターネット広告を掲出するなど、いじめをなくすための様々な人権啓発活動も実施している。

法務省の調査によると、令和元年の学校におけるいじめに関する人権相談は10,498件、人権侵犯事件は2,944件で、人権侵犯事件数については前年を下回ったが、いずれも依然として憂慮すべき高水準で推移している（第2-27図）。

第2-25図 子どもの人権SOS-eメール、子どもの人権SOSミニレター



（出典）法務省資料

第2-26図 いじめに関し人権侵犯事件として救済措置を講じた具体例

事例（特別支援学校におけるいじめへの不適切な対応）

特別支援学校中学部に通う生徒が、他の生徒らから、必要以上に凝視されたり、つきまとわれたりするなどの嫌がらせ行為を継続して受けたことにより、不登校になったとして、被害者の親から法務局に相談がされた事案である。

法務局の調査の過程において、いじめについての認識が親と学校側とで相違することがうかがわれたため、法務局は、被害者の親及び学校側に対し、被害者の現在の状況、被害者に対する学校側の対応について、話し合いの場を設けることを提案した。

話し合いの場は、法務局担当者も同席して行われ、学校側は、被害者の担任教師に対し、被害者の気持ちに寄り添った対応をするよう指導するとともに、学校全体で再発防止に取り組む旨を約束し、両者の間に信頼関係を構築することができた（措置「調整」）。

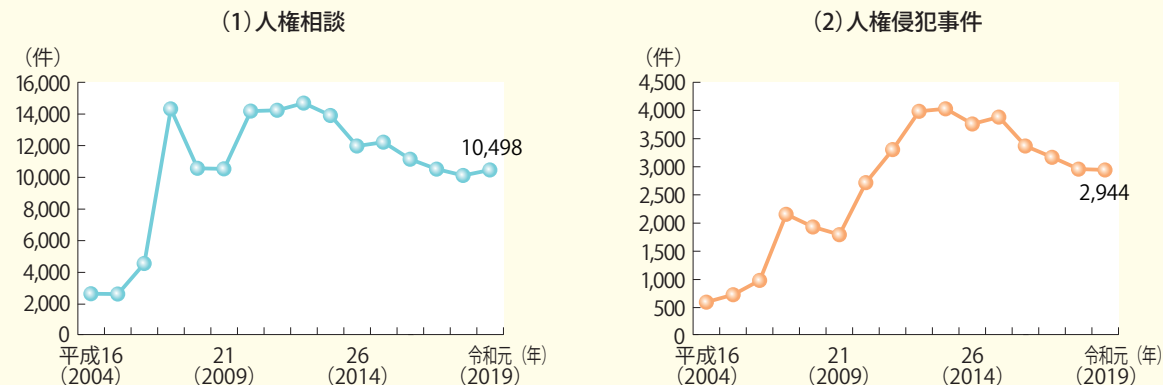
（出典）法務省「平成31年及び令和元年における「人権侵犯事件」の状況について（概要）」

（注）ここでいう「人権侵犯事件」とは、いじめに対する学校側の安全配慮義務を問う内容のものであることが多い。

11 相談したいことを書き、裏面の封筒部分を切り取り、便箋部分を入れてポストに投函すると、最寄りの法務局・地方法務局に届く。切手を貼る必要はない。

第2-27図 学校におけるいじめに関する人権相談・人権侵犯事件

◆学校におけるいじめに関して、人権相談件数は前年を上回った一方、人権侵犯事件数は前年を下回った。



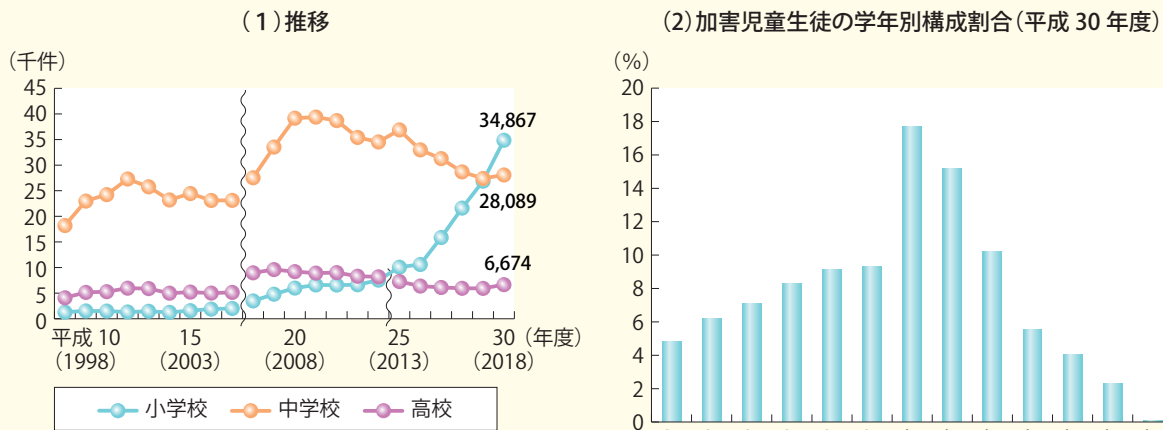
(出典) 法務省「人権侵犯事件統計」
 (注) ここでいう「人権侵犯事件」とは、いじめに対する学校側の安全配慮義務を問う学校長などを相手方とするものである。いじめを行ったとされる子供を相手方とするものではない。

(6) 暴力対策等 (警察庁、文部科学省)

学校内における暴力行為の発生件数は、中学校で平成18 (2006) 年度以降急増した後、高水準が続いている。学校別で見ると、小学校における発生件数の増加が目立つ (第2-28図)。警察における検挙・補導人員は、ここ6年減少しているものの、暴力行為といった子供の問題行動は依然として大きな課題となっている (第2-29図)。

第2-28図 学校内における暴力行為の発生件数

◆小学校における暴力行為の発生件数の増加が続いている。



(出典) 文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」
 (注) 1. 平成25年度からは高等学校に通信制課程を含める。
 2. 小学校には義務教育学校前期課程、中学校には義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程、高等学校には中等教育学校後期課程を含める。
 3. 平成18年度からは国立学校、私立学校も対象としている。

文部科学省は、都道府県・指定都市教育委員会や学校に対して、

- ・問題行動が起こったときには、粘り強い指導を行い、なお改善が見られない場合には、出席停止や懲戒などの措置も含めた毅然とした対応をとること
- ・問題行動の中でも特に校内傷害事件をはじめ、犯罪行為の可能性がある場合には、学校だけで抱え込むことなく、直ちに警察に通報し、その協力を得て対応すること

などを求めており、引き続き、都道府県などの関係者を集めた会議や研修会などの場を通じ、周知徹底を図っていく。

警察は、校内暴力についても、いじめ同様、スクールサポーターや学校警察連絡協議会などを活用した情報交換により、早期把握に努め、悪質な事案に対しては厳正に対処するなど、内容に応じた適切な措置を行うとともに再発の防止に努めている。

3 被害防止のための教育

子供や若者が健やかに成長するには、犯罪被害、自然災害、交通事故等の危険から自分自身や周囲の人の身を守る能力を身に付けていることが大事である。起こり得る危険に対する理解を促進し、また犯罪の加害者にも被害者にもならないための正しい知識の習得につながる教育や啓発活動が重要である。

(1) 安全教育

ア 学校における安全教育（文部科学省）

学校では、子供自身が危険から身を守るができるよう、発達の段階に応じて、「主体的に行動する態度」を育成し、自ら危険を予測・回避する能力を習得させるとともに、家庭や地域と連携を図りながら、学校の教育活動全体を通じた安全教育を推進している。

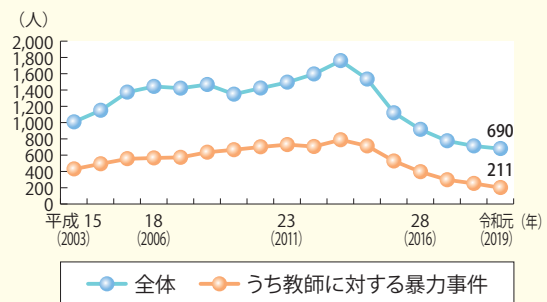
文部科学省は、子供の対応能力の向上を図るため、学校における学校安全教室（防犯教室、防災教室及び交通安全教室）の講師となる教職員等を対象とした都道府県教育委員会等が実施する講習会を支援している。また、学校種・地域の特性に応じた地域全体での学校安全推進体制の構築を図るため、学校安全の組織的取組と外部専門家の活用を進めるとともに、各自自治体内での国立・私立を含む学校間の連携を促進する取組を支援するモデル事業を行っている。

イ 警察が行う防犯教育・交通安全教育（警察庁）

20歳未満の者が被害者となった刑法犯の認知件数は、令和元（2019）年は9万3,795件。10年以上減少が続いているが、子供が被害者となる凶悪犯罪が依然として発生しているなど、子供を取り巻く環境は依然厳しい状況にある（第2-30図）。

第2-29図 校内暴力事件の検挙・補導人員

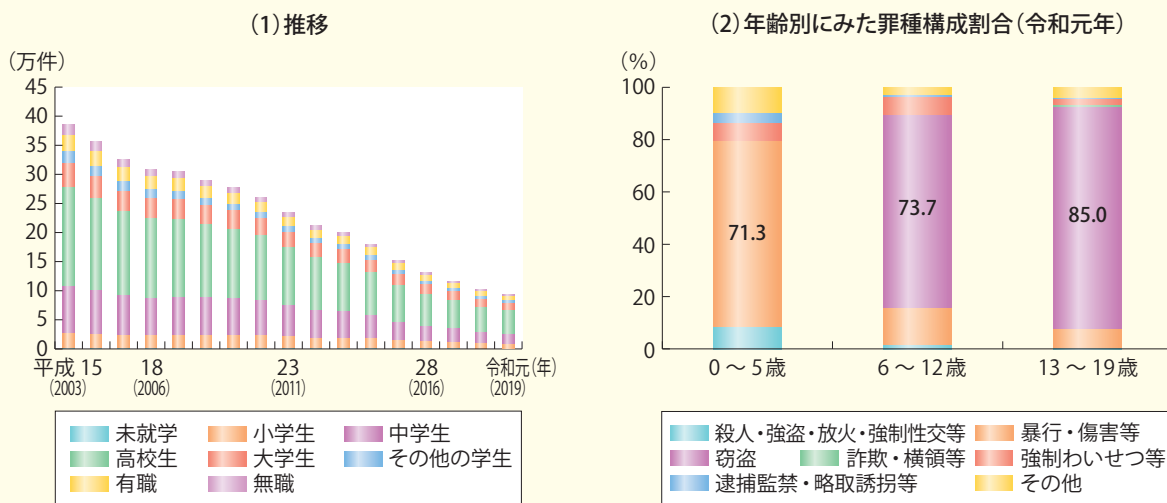
◆校内暴力事件の検挙・補導人員は、ここ6年減少している。



(出典) 警察庁「少年非行、児童虐待及び子供の性被害の状況」
 (注) ここでいう「校内暴力事件」とは、都道府県警察で小学生、中学生又は高校生の犯罪（触法行為を含む。）を検挙又は補導した事件のうち、「学校内における教師に対する暴力事件・生徒間の暴力事件・学校施設、備品等に対する損壊事件」をいう。ただし、犯行の原因、動機が学校教育と密接な関係を有する学校外における事件を含む。

第2-30図 20歳未満の者が主たる被害者となる刑法犯の認知件数

- ◆10年以上減少が続いている。
- ◆年齢別に被害を受けた罪種の構成割合を見ると、6歳以上では窃盗がほとんどである一方、5歳以下では暴行・傷害が多く、逮捕監禁・略取誘拐等の被害もある。



(出典) 警察庁「少年非行、児童虐待及び子供の性被害の状況」
 (注) (2) のグラフのうち、殺人・強盗・放火・強制性交等とは凶悪犯を、暴行・傷害等とは粗暴犯を、詐欺・横領等とは知能犯を、強制わいせつ等とは風俗犯を、それぞれ指す。

警察は、子供が犯罪に巻き込まれる危険を予見する能力や危険を回避する能力を向上させるため、学校や教育委員会と連携して、幼稚園や保育所、小学校などにおいて、防犯教室を開催している。この防犯教室は、学年や理解度に応じて、紙芝居や演劇、ロールプレイ方式などにより、子供が参加、体験できるようにしている。

また、関係機関・団体等と連携しつつ、保育所、学校等において、発達段階や年齢に応じた以下の習得を目標に、交通安全教育を行っている。

- ・幼児に対しては、交通ルールや交通マナー等道路の安全な通行に必要な基本的知識・技能
- ・小学生に対しては、歩行者や自転車の利用者として必要な知識・技能
- ・中学生に対しては、自転車で安全に道路を通行するために必要な知識・技能
- ・高校生に対しては、二輪車の運転者や自転車の利用者として安全に道路を通行するために必要な知識・技能

さらに、保護者を対象とした交通安全講習会や、交通ボランティアによる通学路における子供に対する安全な行動の指導などを行っている。

ウ 防災に関する各種取組 (内閣府、消防庁、気象庁)

内閣府は、防災意識の向上、防災知識の普及を図るため、幼児から大人まで、防災に関心のある方、学びたい方を対象として防災推進国民大会 (第2-31図)、児童や小中学生等を対象とした防災ポスターコンクール、全国の地域や学校で取り組まれる防災教育の場の拡大や質の向上に役立つ共通の資産をつくることを目的とした防災教育チャレンジプランを実施している。また、防災に関する最新情報や、自助・共助に関する教育コンテンツ等を「TEAM防災ジャパン」のホームページで公開している。

消防庁は、子供たちの防災意識の啓発に資するよう、災害種別ごとに自分の身を守るための知識や応急手当のやり方などをまとめた小冊子である「わたしの防災サバイバル手帳」を配布するほか、消防庁ホームページに掲載するとともに、インターネットを利用して防災について学習する防災・危機

管理e-カレッジにおいて「こどもぼうさいe-ランド」を開設し、幼児から中学生の子供を対象に、地震や風水害などの災害への備えや具体的な対応などを分かりやすく解説している（第2-32図）。また、子供たちが小さいころから防災に興味を持ち、発達段階に応じた実践的な防災知識を身につけるための指導者用の防災教材である「チャレンジ！防災48」を消防庁ホームページに掲載している。

気象庁は、地震・津波、火山噴火、大雨などによる被害が相次いでいる中、防災教育の重要性が改めて認識されていることに鑑み、子供がそれらの自然災害から自らの身を守るよう、教育関係機関と緊密な連携を図り、教材・資料の公開や避難訓練の支援、教職員向け研修での講義などにより、学校防災教育を支援している。具体的には、大雨災害に対する安全確保行動をシミュレートする能動的な学習プログラム「気象庁ワークショップ『経験したことのない大雨 その時どうする？』」の実施、同ワークショップの教材や運営マニュアルの作成・公開、地震・津波や竜巻などに関するビデオ映像教材やリーフレットなどの作成・提供、緊急地震速報を利用した避難訓練の支援など、全国の気象台が教育関係機関と連携して様々な取組を展開している。

(2) メディアの活用能力の向上

社会の情報化が進展する中で、子供が情報活用能力を身に付け、情報を適切に取捨選択して利用するとともに、インターネットによる情報発信を適切に行うことができるようにすることが重要な課題となっている。「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」（平20法79）（以下「青少年インターネット環境整備法」という。）では、学校教育、社会教育、家庭教育においてインターネットの適切な利用に関する教育の推進に必要な施策を講ずるものと規定されており、同法に基づき策定された「青少年インターネット環境整備基本計画（第4次）」に関連施策が盛り込まれている。

ア 情報モラル教育の推進（文部科学省）

（第2章第1節2(4)「学校教育の情報化の推進」を参照）

イ メディアリテラシーの向上（総務省）

総務省は、子供が安全に安心してインターネットや携帯電話といった多様なICTサービスを使いこなす能力を取得する機会の増進と質の向上のため、以下の取組を行っている。

- ・子供のICTメディアリテラシーを総合的に育成するプログラムの普及
- ・青少年のインターネット・リテラシー等の現状を把握し、リテラシー向上施策を効果的に進めていくため、青少年のインターネット・リテラシーを測るテスト及びインターネット等の利用状況に関するアンケートを全国の高校（平成30年度：78校）の協力を得て実施し、その結果を分析

第2-31図 防災推進国民大会における「ワークショップ」の様子



（出典）内閣府資料

第2-32図 こどもぼうさいe-ランド



（出典）総務省消防庁ホームページ

し「青少年がインターネットを安全に安心して活用するためのリテラシー指標（ILAS：Internet Literacy Assessment Indicator for Students）」として公表

・「インターネットトラブル事例集」を用いた啓発

(3) 労働者の権利・義務に関する教育（厚生労働省）

（第2章第4節1「社会形成に参画する態度を育む教育の推進」を参照）

(4) 消費者教育（消費者庁、文部科学省）

（第2章第4節1「社会形成に参画する態度を育む教育の推進」を参照）

(5) 女性に対する暴力の防止（内閣府、警察庁）

内閣府では、女性に対する暴力の加害者及び被害者になることを防止する観点から、若年層に対する効果的な予防啓発を行うため、若年層に対して教育・啓発の機会を持つ教育機関の教職員、地方公共団体において予防啓発事業を担当している行政職員、予防啓発事業を行っている民間団体等を対象として研修を実施した。

また、いわゆるアダルトビデオ出演強要問題や「JKビジネス」問題等の若年層の女性に対する性的な暴力については、平成29（2017）年5月、関係府省対策会議において策定した「いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・『JKビジネス』問題等に関する今後の対策」に基づき、関係府省による連携の下、更なる実態把握、取締り等の強化、教育・啓発の強化、相談体制の充実、保護・自立支援の取組強化などの取組を推進している。また、同対策において、毎年4月を「AV出演強要・『JKビジネス』等被害防止月間」と位置付け、必要な対策を集中的に実施している。

警察では、非行防止教室や防犯教室等様々な機会を捉え、ストーカー事案をめぐる情勢、具体的事例、対応方法等を伝えるなどして、被害者にも加害者にもならないための教育啓発を推進している。

第3節 若者の職業的自立、就労等支援

1 職業能力・意欲の習得

若者が将来、自立し、活躍するためには、就業し、経済的基盤を築くことが大切である。各学校段階を通じて、社会的・職業的自立に必要とされる能力・態度を育てるキャリア教育に取り組むとともに、学校以外でも職業能力開発の機会の充実を図ることが重要である。

(1) キャリア教育・職業教育の推進

ア キャリア教育・職業教育の推進（文部科学省、厚生労働省、経済産業省）

非正規雇用率の高さや雇用のミスマッチ、若年無業者の存在など「学校から社会・職業への移行」が円滑に行われていないことが、課題として挙げられる。また、職業意識・職業観が未熟なこと、進路意識・目的意識が希薄なまま進学する者の増加など、若者の「社会的・職業的自立」に向けた課題がみられる。これらの原因・背景には、産業構造や就業構造の変化など社会全体を通じた構造的問題が存在しており、社会が一体となった対応が必要である。このような中で、学校教育においては、キャリア教育・職業教育を充実していくことが重要である¹²。

文部科学省、厚生労働省、経済産業省の3省は、学校、地域、産業界が一体となって社会全体でキャリア教育を推進する気運を高めるため、「キャリア教育推進連携シンポジウム」を実施している。令和元（2019）年度は、「キャリア教育優良教育委員会、学校及びPTA団体等文部科学大臣表彰」

12 平成23年1月の中央教育審議会の答申「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」でこのような指摘がなされている。この答申では、①幼児期の教育から高等教育に至るまでの体系的なキャリア教育の推進、②実践的な職業教育の重視と職業教育の意義の再評価、③生涯学習の観点に立ったキャリア形成支援（生涯学習機会の充実、中途退学者などの支援）という3つの基本的方向性に沿った具体的な方策が提言されている。